

既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備
作業支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）6月
滝川市

1 趣旨

既刊滝川市史（上巻・下巻・続巻）（以下「既刊市史」という。）は、紙媒体で電子データが存在していないことから、WEB 上での公開やデータ検索等の幅広い利活用が不可能であるほか、固有名詞をはじめとした重要な事項の誤記・誤植等が散見される。

この業務は、既刊市史の電子データ化により、今後予定される新滝川市史（仮称）（以下「新市史」という。）編さんを効率的に進めるツールとしての活用、電子データの一般公開による市民等の利便性の向上等を図ることと、重要な事項の誤記・誤植等の修正に加えて、本年度の新市史編さん準備作業において、今後予定される新市史編さんへの必要な支援及び助言について委託を行うものであり、これらには本市の保有しない専門的知見とノウハウを必要とすることから、専門的な知識・経験を有する業者から広く提案を受け付け、比較検討することで、滝川市に最も適した事業者を優先交渉事業者として選定する必要がある。

この要領は、既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備作業支援委託業務に係る公募型プロポーザルの実施のため必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

このプロポーザルにより優先交渉事業者を選定しようとする委託業務の概要は次のとおりである。

(1) 委託業務名

既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備作業支援委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務内容

別添「既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備作業支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様書を変更することがある。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

4, 180, 000円以内とし、この金額を超えての提案は認めない。

〈注1〉この提案上限額には、仕様書に記載する委託業務に係る全ての費用を含む。

〈注2〉この提案上限額は、企画提案内容の規模を示すものであり、この委託業務の予定価格を提示するものではない。

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 他の地方公共団体において、過去10年以内における地方公共団体史の電子データ化及び編さんに係る委託業務を受注した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は入札執行日前 6 月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者でないこと。
- (6) 法人に係る滝川市税に滞納がある者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあっては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等でない者であること。
- (8) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

5 スケジュール（予定）

このプロポーザルに係るスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

(1) 実施要領（この実施要領をいう。以下同じ。）及び仕様書の公表	令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水） （プロポーザル実施告示日）
(2) 実施要領及び仕様書に関する質問受付	令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）から 令和 7 年（2025 年）6 月 18 日（水）午後 5 時まで
【質問への回答期日】	令和 7 年（2025 年）6 月 23 日（月）
(3) プロポーザル参加表明書等提出期間	令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）から 令和 7 年（2025 年）6 月 24 日（火）午後 5 時まで
(4) 企画提案書提出期間	令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）から 令和 7 年（2025 年）6 月 26 日（木）午後 5 時まで
(5) プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年（2025 年）7 月 3 日（木）
(6) 審査結果の通知	令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）（予定）

6 実施要領及び仕様書の公表

このプロポーザルの実施に係る告示は、令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）に滝川市役所前の掲示場に掲示して公表する方法で行う。併せて実施要領及び仕様書は、同日から滝川市公式ホームページにて公表する。

7 実施要領及び仕様書に関する質問受付

実施要領及び仕様書に関して質問がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 受付期間

令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）から令和 7 年（2025 年）6 月 18 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類

質問書 (別記第1号様式)

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

滝川市総務部総務課総務係

住所：〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

電話：0125-23-1234

電子メール：soumu@city.takikawa.lg.jp

※電子メールにより質問書を送信した場合、当該質問書を滝川市担当者が受信していることについて、速やかに電話により確認すること。

(5) 回答

質問に対する回答については、令和7年(2025年)6月23日(月)までに行う。その内容については、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、滝川市公式ホームページにて公開する。

8 プロポーザル参加表明書提出期間

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年(2025年)6月11日(水)から令和7年(2025年)6月24日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書 (別記第2号様式) 1部

イ 参加資格確認書 (別記第3号様式) 1部

(3) 提出方法

電子メール及び郵送

ア 記載・押印したプロポーザル参加表明書及び参加資格確認書の原本をスキャンし、PDFファイルにしたものを電子メールで提出期間内に提出先へ送信すること。

イ PDFファイルの送信後、直ちに当該原本を提出期間内(令和7年(2025年)6月24日消印有効)に郵送で提出すること。

(4) 提出先

滝川市総務部総務課総務係

住所：〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

電話：0125-23-1234

電子メール：soumu@city.takikawa.lg.jp

9 企画提案書提出期間

このプロポーザルに参加を表明した事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年(2025年)6月11日(水)から令和7年(2025年)6月26日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書提出届(別記第4号様式) 1部

代表者印(見積書に押印したものと同一の印)を押印すること。

イ 企画提案書 8部

企画提案書は、A4版とし、両面印刷したものにより提出すること。

また、企画提案書の様式を定めることはしないので、提案する事業者において任意に作成するものであるが、できる限り簡潔な表現に努め、必要に応じて用語解説を付するとともに、企画提案書に記載した内容は見積額で実現可能な範囲を逸脱することがないように留意すること。

なお、事前に申出があれば、プレゼンテーション当日の説明時の資料として、企画提案書の内容を図表などで補充説明し、表現を再構築したものを、企画提案書とは別に「プレゼンテーション当日用資料」として追加することができるものとする。

ただし、当該資料について企画提案書の内容と異なるものであったり、新たな提案を追加するものであったりするような記載については、これを認めない。

ウ 見積書 1通

仕様書に記載されている委託業務の詳細に掲げる全ての要件を実現し、かつ、独自提案部分の経費について消費税及び地方消費税を含む総額について記載したものを提出すること。

また、代表者印を押印の上、1つの封筒に封入・封印すること。

エ 上記アからウまでを記録した記録媒体(CD-R又はDVD-Rなど) 1枚

(3) 提出方法

郵送又は持参

郵送の場合には、簡易書留又はそれに準ずる方法により郵送すること。

(4) 提出先

滝川市総務部総務課総務係

住所：〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

電話：0125-23-1234

電子メール：soumu@city.takikawa.lg.jp

(5) その他

企画提案書の提出期間後における提出書類の追加、削除及び修正は一切認めない。ただし、提出のあった企画提案書の誤植については、公正・公平な審査のため特に必要と認める場合には、当該誤植に係る部分についてのみ修正を認める場合がある。

10 企画提案書の作成要領

企画提案書には、次の事項について記載すること。

(1) 事業者について

ア 事業者の概要

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 代表者職及び氏名

イ 受注実績

事業者の地方自治体史編さんに係る受注実績（受注件数、受注都道府県・市町村名、受注内容（資料管理、工程管理、執筆、校正、印刷製本など受注した業務の具体的内容）受注時期など）

(2) 既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備作業支援の概要について

この委託業務において、電子データ作成、誤記・誤植等修正、新市史編さん準備作業支援に関して以下の点について記載すること。

- ア 誤記・誤植等の修正を含めた電子データ化に当たっての作業内容やデータ化手法
- イ 新市史編さん準備作業支援について、事前準備として事業者からの提案
- ウ その他の特徴等

(3) 事業者としての対応体制等について

事業実施体制について以下の点について記載すること。

- ア 委託業務実施工程表
- イ 委託業務対応責任者及び担当者

(4) 既刊市史データ活用や新市史編さん準備作業支援として事業者からの独自提案

滝川市に対する既刊市史データ活用や新市史編さん準備作業に寄与する有益な提案として、見積額に含めた事業者からの独自提案について記載すること。

1.1 見積書の作成要領

見積書（任意様式）は、次の事項を遵守の上で作成すること。

- (1) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。
- (2) 消費税の税率は、10%で計算すること。
- (3) 見積額の内訳明細（任意様式）を添付すること。
- (4) 見積額に独自提案を含む場合は、内訳明細に独自提案の項目別にその費用を記述すること。

1.2 プレゼンテーション・ヒアリング

このプロポーザルに係る企画提案は、既刊滝川市史電子データ化及び新滝川市史（仮称）編さん準備作業支援委託業務提案審査職員会議の委員長及び委員が企画提案書及び事業者のプレゼンテーションをもとにヒアリングを実施し、審査基準に基づき公平かつ客観的に評価するものとする。

(1) 開催日時

令和7年（2025年）7月3日（木）（予定）（オンライン形式）を行う。詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

(2) 順番

企画提案書の受付順とする。ただし、当該企画提案書を同日に複数受領した場合は、参加表明書の電子メールの受信日時が早い順とする。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング会場

詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの概要について

ア 事業者からのプレゼンテーション 20分以内

イ ヒアリングによる質疑応答 10分程度

(5) プレゼンテーションの内容

企画提案書の説明とする。

(6) 事業者の説明員（オンラインでの発言者）の人数について

4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。

(7) その他

プレゼンテーションに必要な機材等(PCやケーブル等)及びプレゼンテーションに必要な通信環境は、事業者自らが用意すること。なお、事前の通信環境の状態確認については、企画提案書の提出後から令和7年(2025年)7月2日(水)の間で、双方協議の上、これを認めるものとする。また、プレゼンテーション内容については、市は録画又は録音することができるものとする。

1.3 優先交渉事業者の決定について

企画提案審査職員会議の委員長及び委員が、あらかじめ定められた審査項目ごとに採点を行い合計得点数第1位の事業者を決定し、委員長及び委員の過半数以上が合計得点数第1位とした事業者を、優先交渉事業者として決定し、この委託業務に係る随意契約の指名事業者とする。

1.4 審査基準について

審査項目	審査着眼点	重要度
(1) 事業者の信頼性等	受注実績	中
(2) 業務内容の理解度	業務内容を的確に捉え、目的趣旨に合致した提案となっているか	大
(3) 実効性	人員配置や工程に無理がなく、実効性が見込める提案となっているか	中
(4) 独自提案	既刊市史データ活用や新市史編さん準備作業に寄与する有益な提案の有無	大
(5) 見積額	最低見積額を提出した事業者を満点とし、他の事業者は見積金額に応じて計算式により採点を行う。	小

1.5 審査結果通知について

審査結果の通知は、令和7年(2025年)7月4日(金)に自己の結果のみを郵送で行う。なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対する異議は受け付けない。

16 注意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約を解除することができるものとする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
 - イ プロポーザルの審査終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をしたとき。
- (2) この委託業務の提案に係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- (5) 審査結果について、優先交渉事業者として、どの事業者を選定されたかという情報を除き、順位や点数の内訳等の詳細は公開しない。
- (6) 参加表明を行う事業者がない場合及び審査の結果により全ての提案が滝川市のこの委託業務の実施の目的を達成するに不十分な内容であると判断した場合は、滝川市はこのプロポーザルを中止することがあり、そのときには、その旨を速やかに公表する。

17 問合せ先及び書類等の提出先

滝川市総務部総務課総務係

担当：木村 純

住所：〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

電話：0125-23-1234

電子メール：soumu@city.takikawa.lg.jp